告示

埼玉県告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字新光一五九番

二　保安林として指定された目的

耕地の防風

三　解除の理由

指定理由の消滅

93ee47153e27c7db06ce51431d3da18d